

## 会議案第7号

芽室町議会傍聴条例中一部改正の件

芽室町議会傍聴条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成31年3月4日提出

芽室町議会議会運営委員長 早 苗 豊

芽室町議会傍聴条例の一部を改正する条例

芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（傍聴の手續）

第5条 会議の傍聴に関する一切の手續きは、必要としないものとする。

第10条の見出し中「係員」を「議長」に改め、同条中「係員」を「議長」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

## 説 明

議会傍聴における手續きの廃止により、個人情報の取り扱いの適正化及び傍聴意欲の向上を図るとともに、傍聴人に対する秩序保持権の適切な執行のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町議会傍聴条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第5条 <u>会議の傍聴に関する一切の手続きは、必要としないものとする。</u></p> <p>(議長の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、すべて<u>議長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成31年5月1日から施行する。</u></p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第5条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、すべて<u>係員</u>の指示に従わなければならない。</p>